

平成 21 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名：ナカイ株式会社
代表者名：代表取締役社長 久岡 卓司
(コード：9864 上場取引所 大阪第二部)
問合せ先：取締役管理部長 仁木 稔
(TEL：088-655-0001)

当社の完全子会社化のための定款の一部変更及び 全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日付「当社の完全子会社化のための定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 21 年 5 月 15 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせしましたとおり、本日、当社の完全子会社化のための定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(下記において定義いたします。)の全部の取得について、定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)及び普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたのでお知らせいたします。また、同時に、資本金の額の減少の件についても本定時株主総会において付議し、承認可決されましたのでお知らせいたします。

なお、本定款一部変更等(下記において定義いたします。)の結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は平成 21 年 6 月 30 日から平成 21 年 7 月 28 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 7 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を株式会社大阪証券取引所市場第二部において取引することはできません。

記

1. 当社の完全子会社化のための定款の一部変更等の内容

当社は、平成 21 年 5 月 15 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(下記において定義いたします。)の全部取得(以下総称して「本定款一部変更等」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式である A 種類株式(以下「A 種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項を付した当社普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の株主(但し、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各全部取得条項付普通株主に対して、当該取得の対価として A 種類株式を交付します。この際、アクサス株式会社を除く各全部取得条項付普通株主に対して交付する当社の種類株式の数は 1 株未満の端数となる予定です。

2. 当社定款の一部変更(本定款一部変更等①及び②)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等①及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における第 3 号議案として付議

され、承認可決されました。本定款一部変更等②及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における第4号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。

本定時株主総会第3号議案の内容は、平成21年5月15日付当社プレスリリースの定款一部変更の件1に記載のとおりであり、第4号議案及び本種類株主総会議案の内容は、同プレスリリースの定款一部変更2に記載のとおりであります。

(2) 定款変更の効力の発生

本定款一部変更等①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、本定款一部変更等②及びこれに伴う所要の定款変更の効力発生は、本定時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成21年8月4日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等③）は、本定時株主総会における第5号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年5月15日付当社プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、会社法第171条並びに本定款一部変更等①及び本定款一部変更等②による変更後の定款の規定に基づき、当社が全部取得条項付普通株主の有する全部取得条項付普通株式の全てを取得し、これと引換えに、本定款一部変更等①により設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき0.000000588株の割合をもって交付するものであります。この結果、アクサス株式会社以外の株主に対して当社が交付するA種種類株式は1株未満の端数となる予定です。

(2) 本定款一部変更等③の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等③）の効力は、本定時株主総会における承認可決による本定款一部変更等②の効力発生を条件として、平成21年8月4日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

アクサス株式会社を除く各全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割り当てられる当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式0.000000588株が割り当てられる予定です。このように割り当てられる当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社は、全部取得条項付普通株主に交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をアクサス株式会社に対して売却すること、又は会社法第234条第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に32円（公開買付けにおける1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各全部取得条項付普通株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

4. 本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）

本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）は、以下のとおりです。

上場廃止後は、当社普通株式を株式会社大阪証券取引所市場第二部において取引することはできません。
なお、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに当社が交付するA種種類株式については、株式会社大阪証券取引所に上場申請は行いません。

定時株主総会及び普通株主による種類株主総会	平成21年6月29日(月)
種類株式発行に係る定款一部変更（上記の本定款一部変更等①）の効力発生日	平成21年6月29日(月)
整理銘柄への指定	平成21年6月30日(火)
当社普通株式に係る株券の売買最終日	平成21年7月28日(火)
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	平成21年7月29日(水)
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成21年8月3日(月)
全部取得条項に係る定款一部変更（上記の本定款一部変更等②）の効力発生日	平成21年8月4日(火)
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成21年8月4日(火)

以 上